

令和5年4月1日

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

三鷹中央学園三鷹市立第七小学校

校長 上原 義人

学校は、義務教育9年間を通し、保護者・地域・関係機関及び市等と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」「解消の判断と解消後の対応」「解決の判断」の6つの段階に応じた、いじめの防止等に向けた効果的な対策を組織的・継続的に講じていくこととする。

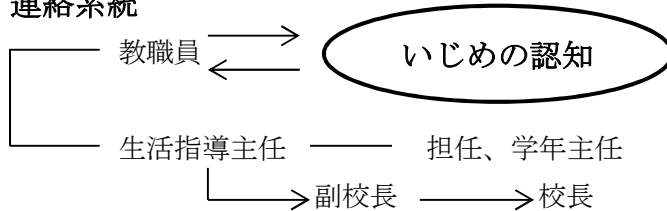
いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

「いじめ」とは、児童に対して、該当児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

1 学校いじめ対策委員会（校内組織）の役割

- （1）「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止・早期発見・事案の実効的対処、いじめの「疑い」「認知」及び「解消」「解決」の判断、校内研修の実施、関係諸機関との連携等をはじめとするいじめの防止等に向けた様々な取り組みを行う。
- （2）いじめの発見・通報を受けた教員は、速やかに担任に伝えると同時に「学校いじめ対策委員会」に報告して情報を共有する。
- （3）「学校いじめ対策委員会」が中心になり、関係児童からの聴き取り、いじめの有無の確認など、組織的に対応する。なお、普段から校内組織の在り方や活用の仕方について、全ての教職員で共通理解を図っておく。

・連絡系統



・組織的な対応



学校いじめ対策委員会の開催

- 構成メンバー：校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、教育支援コーディネーター、スクールカウンセラー、担任、担当学年の学年主任等
- 内容：情報の収集・共有および状況の把握・確認
該当児童への事実確認および支援の方法の検討・実施
該当保護者への説明・支援の検討
事案に関わる指導体制の確立・推進

- (4) いじめ問題に関するアンケート結果やいじめ問題についての指導記録は3年間保管する。
義務教育9年間を通して、事案が「解決」に至るまで確実に情報や対応を引き継ぎ、解決に向けた取り組みを継続する。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取り組み

ア 未然防止

- (1) 児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことで、互いに認め合える人間関係や学校風土を作る。
- (2) 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全て教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - ・「東京都道徳教育教材集」「人権教育プログラム」や道徳副読本の活用
 - ・道徳授業地区公開講座の充実
 - ・花いっぱい運動・あいさつ運動の推進
 - ・特別活動や学校行事活動を通じたコミュニケーション能力の育成や人間関係づくり
- (4) タブレット・携帯電話・スマートフォン・インターネット・SNS等の適切な利用を促す。また、児童及び家庭が主体となったルールづくりを推進する。
- (5) **新型コロナウイルスへの偏見・差別について、一年を通して何度も考える機会をもつ。**

イ 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童の変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいの中で行われたりすることを認識し、些細な兆候でも「いじめでは、ないか。」との疑いをもって、早い段階から的確に関わっていく。そして、いじめの予兆やサインを見逃さないよう情報の共有を図り、組織として対応していく。

- (1) 日常的な観察
 - ・休み時間や放課後などの様子を観察する。
 - ・学級・学年内における活発な情報交換をする。
 - ・児童が担任に相談しやすい環境を作る。
 - ・長期欠席児童は、家庭へ連絡、確認をする。
- (2) 教育相談
 - ・個人面談・家庭訪問・学級懇談の時間などで、保護者からの情報収集に努める。
- (3) 相談窓口の周知
 - ・学校通信やホームページ、入学時や各年度開始時の保護者会、CS委員会等の機会を活用し、積極的に保護者や地域へ学校基本方針や相談窓口を周知する。
- (4) 定期的なアンケートの実施
 - ・学園アンケートや、生活実態全般に関わる調査やいじめに関するアンケート調査等を実施する。生活アンケートについては、児童が回答しやすい環境を整える。

ウ 早期対応

- (1) いじめを受けたことによる心理的なストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに、被害の児童や保護者のケアを行う。
- (2) いじめを発見した場合は、特定の教職員が一人で抱え込まず、速やかに管理職及び対策委員会に報告を行い、組織的に対応する。

エ 重大事態への対処

重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第28条第1項）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) 重大事態が発生した場合、または児童・保護者からの重大事態の訴えがあった場合は、教育委員会へ報告するとともに、教育委員会と連携し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

オ 解消の判断と解消後の対応

- (1) いじめの解消は、いじめの原因や背景となった事象が改善されたことにより当該いじめ行為がなくなったことについて、複数の教職員による確認と、いじめを受けた児童・保護者及びいじめを行った児童並びに両者と一定の人間関係をもつ周囲の児童からの聞き取りに基づいて、対策委員会が判断する。

カ 解決の判断

- (1) いじめを受けた児童といじめをした児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出したことを、複数の教職員が一定期間以上にわたって行った観察により把握した具体的かつ客観的な事実に基づき、対策委員会が、解決の判断を行う。

3 年間計画の作成と学校評価の実施

学校基本方針に基づき、年間計画を作成していじめ防止等に取り組むとともに、「学校評価」を実施して内容等の見直しと充実を図る。

4 教育支援を必要とする児童及び保護者への支援

児童の発達段階や障がい特性に十分に配慮した個別指導計画・個別の教育支援計画に基づく指導を行う。教育支援の校内委員会においても検討を行うとともに、家庭支援が必要な場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等もかわり、福祉・保健・医療等の関係機関との連携を図り、児童・保護者への支援を行う。